

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
開成工業株式会社	国土交通大臣許可 (特-24) 第012220号	村山 典隆	熊本県熊本市

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 期間

平成29年9月9日から平成30年1月6日までの120日間

(2) 停止を命ぜる営業の範囲

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域内における鋼構造物工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1) 「鋼構造物工事業に関する営業」とは、注文者から鋼構造物工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

開成工業株式会社の社員（当時東北営業所長）は、農林水産省東北農政局仙台東土地改良建設事業所の発注工事（鋼構造物工事）の一般競争入札において、同局職員（当時）と共に謀の上、当該同局職員（当時）から、入札参加業者名、各入札参加業者の加算点集計表、工事の設計金額及び調査基準価格の教示を受け、同社東北営業所をして同工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札で契約を締結するための公正を害すべき行為を行うとともに、謝礼の趣旨のもとに、当該同局職員（当時）に対し、飲食及び宿泊の接待を供与し、もって当該同局職員（当時）が職務上不正な

行為をしたことに関し賄賂を提供したとして、平成29年6月16日に山形地方裁判所から公契約関係競売等妨害及び贈賄による懲役1年2ヶ月(執行猶予3年)の判決を受け、その刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。